

KIKO NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース



遊技産業健全化推進機構

「立入検査は順調ですが…

検査と誓約書について再確認して下さい」 伏見 勝

「脱税とペナルティの実情」 小林栢弘

やっぱり変だよ この話?! 「放置された廃業ホール」

新連載「経営理論と意思決定」 田畑智章

8

AUGUST 2008



CONTENTS

8 August 2008

| | |
|--|----|
| 「立入検査は順調ですが… 検査と誓約書について再確認して下さい」 伏見 勝 | 1 |
| 「脱税とペナルティの実情」 小林栢弘 | 5 |
| やっぱり変だよ この話?!「放置された廃業ホール」 | 12 |
| 機構の窓から「君らは卑しい」 | 14 |
| 経営理論と意思決定 (第1回) 田畑智章 | 15 |
| 「銀世界の裏」 2～壁を切る男 | 18 |
| 「遊技機の射幸性抑制と変更承認・変更届」 三堀 清 | 22 |
| データでみるパチンコ業界 | 25 |
| お知らせ | 28 |



立入検査は順調ですが… 検査と誓約書について 再確認して下さい

立入り検査2年目の今年も各お店の協力で作業は順調に進んでいることをまず報告します。今年度は目標を1800

店舗においていますが、4、5、6月の3か月間の結果を見る限り予定通りの検査が進んでいるといえます。

しかし、機構にはお店からの問い合わせ電話がひっきりなしに掛かってきます。内容は検査に係わるものと誓約書に関するものに分けられます。これまで機構はホームページや機構ニュースで検査方法や「誓約書」

の提出、再提出が必要なケースなど数回にわたって説明していますが、いまだに同じ問い合わせが続いています。

そこで今回、お店の持つ「疑問」を取り上げることになりました。県遊協や各支部組合だけでなく、各ホール企業などにおいても、お店がやらなければならない手続き方法などを周知徹底していただけなら、と思うからです。



遊技産業健全化推進機構専務理事

伏見 勝

検査についての再認識

「いま検査に来ているが、これは機構の検査でしょうか」。毎日最低でも2〜3回は掛かってくる問い合わせだ。

答えは2種類ある。

機構「お店の名称は？」

お店「○○○店です」

その1

機構「ハイ確かに自宅に機構の検査員が○人で伺っております。機構の検査ですのでよろしくご協力ください」

その2

「現在、自宅への検査は行っておりません。ただ検査は機構だけでなく県の不正防止団体や環境浄化協会、行政も行いますから検査に来た方にごこの検査なのか確認してその団体に確認してください」

検査は4種類ある

昨年、本誌11月号に「誓約書と

立入り検査について『ホールの皆様に重ねてお願い』というタイトルで掲載したが、その中に「検査は機構だけではない」と4つのケースを伝えている。

① 機構職員だけで行う検査

② 機構と都道府県の不正防止を行う団体、さらにセキュリティ会社の社員（代表理事が機構検査要員として任命している）と共同で行う検査

③ この2つが機構の検査

④ 都道府県の不正防止を行う団体が独自で行う検査

（各県単位にある環境浄化協会も含む）

④ 行政の検査

の4種類がある。

ここであえて電話のやり取りをもう1つ。

お店「今、機構から依頼されたという検査が来たが...」

機構「機構が検査を他の組織に依頼することはありません。機構の検査を名乗る場合は機構の職員が必ずいます。（②のケース）またこの場合、お店側と検査の交渉を

するのは機構の職員に限られているので、お店に「機構から依頼された」という検査は機構の検査ではありません。その方にごこの検査なのか確認してください」

こうした電話のやり取りは数多くある。中には「紺のジャンパーを着ていない職員はいるのか、背広で来ているのだが」という問い合わせもある。お店の方々にも一度機構の検査と他の検査があることを徹底していただきたい。

機構の検査の手順

責任者、不在の場合は代わりに従業員の方に

▼ホールの提出した「誓約書」の写しを見せる



▼身分証明書を提示する（氏名は入っていない）



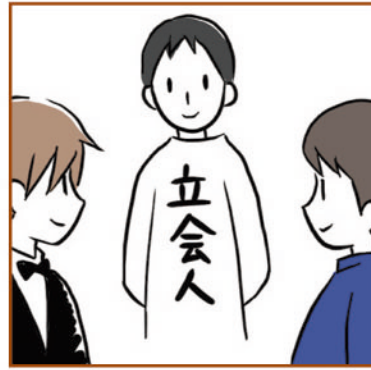
▼紺色のブルゾンの背中に黄色で「OSDPP」のマーク入りのものを着ている。



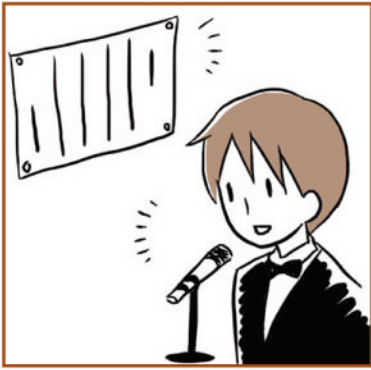
▼「立入り検査説明書」を提示し、機構の職員であることの証明をすするため立入り検査確認専用ダイヤル（03・3518・2051）へ確認連絡をいれてもらうよう説明する



検査への立会人を要請する



▼ 機構の検査であることをお客さんに伝えてもらうための「店内放送用」の例文と終わった際の例文



（これを放送するかどうかはお店に決めてもらっている）

の6点を確認して貰い検査に入る。こうした確認方法をもう一度頭に入れておいてもらえば電話のやり取りなどは起こらないと考えている。

こんなことまで起きています…

検査員がホールに伺って立ち入り拒否でなくても検査を中止せざるを得ないケースがある。というのは機構の検査はご承知のように提出いただいた「誓約書」に基づいて検査をする。しかし実際にホールに行ったところ

- ① 法人名が変わっていた（有限会社が株式会社に変った場合も）
- ② 代表者名が変わっていた
- ③ ホール名が変わっていた
- ④ 住所が変わっていた（市町村などの名称変更も）

これらのケースは、誓約書の内容と違ってある店になるため検査する前提がなくなり引き上げとなる。そして、こうしたお店に対しては再度の誓約書提出などが無ければ

誓約書抜粋

しないこと、関係法令に違反する遊技機等を購入し、設置し、使用しないことを厳守します。

6. 当社は、関係法令違反行為を排除を徹底するため、当社の店舗における遊技機等の自己点検を率先して行います。
7. 当社は、関係法令に違反していると疑わしい行為等に関する情報を入手した場合には、直ちに警察及び所属する都府県方面組合、全日遊連を通じ、又は直接機構に報告します。
8. 当社は、新たに店舗を開設した場合には、当該店舗に係わる誓約書を速やかに所属する都府県方面組合、全日遊連を通じて、機構に提出します。
9. 当社は、関係法令遵守を謳ったポスター等の店舗への掲示を含め、関係法令に違反する行為の排除、関係法令に違反する遊技機等の排除の決意を告知し、取組みの徹底を図ります。
10. 当社は、遊技機等の購入又は移動にあたり、製造業者若しくは販売会社と締結した契約書等の条項を遵守し、関係法令違反があった場合等には、その定めに従うものとします。
11. 当社は、当社の機構への本誓約書の提出状況（取り下げを含む。）及び、本誓約書に記載した情報、当該店舗が受けた検査結果等の情報（立入拒否を含む。）などを、機構のホームページに掲載されること並びに機構が監督官庁、関係団体、製造業者及び販売会社に提出することに同意します。
12. 当社は、本誓約書を提出することにより機構から付与される誓約書提出証明証を受領後、直ちに当社の店舗毎に掲示・掲出します。なお、当社が本誓約書を取下げ、機構による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は営業に関して遊技機の不正改造を理由とする行政処分（前項の処分と同じ。）を受けたときは、直ちに当該行政処分の通知書の写しを添えて、当社に係る誓約書提出証明証を機構に返納します。

当社は、有限責任中間法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の定款及び規程並びに全日本遊技事業協同組合連合会（以下「全日遊連」という。）の「不正防止対策推進要綱」の趣旨に全面的に賛同するとともに、恒常的な不正根絶の取組みに協力する証として、下記事項を認諾し、本誓約書を提出致します。

記

1. 当社は、当社の店舗内における遊技機及び周辺機器（以下「遊技機等」という。）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等（以下「関係法令」という。）の法令違反の有無を調査する機構の職員による立入、若しくは機構の協力要請を受けた団体の検査員等が行う立入、又は所属する各都府県方面組合若しくは全日遊連が実施する立入に関し、営業時間の内外を問わず、随時、無通知、かつ撮影機器及び検査機器等を使用した検査を含めた必要な方法等により、当社の店舗が検査をうけることを承諾します。
2. 当社は、前項に定める立入の結果、異常が判明した場合は、警察への通報も含め、機構等が執る措置に同意します。
3. 当社は、当社の店舗が関係法令に違反したことを認知した場合、機構の定款及び規程並びに不正防止対策推進要綱の規程に従うことを承諾します。
4. 当社は、当社の全従業員及び当社の店舗において業務に従事するすべてのものに対し、本誓約書の趣旨を周知し、その遵守を徹底することを約します。また、あわせて当社が営業に関して遊技機の不正確改造を理由とする行政処分（風営法第26条第1項に基づく営業停止処分に限る。）を受けたか否か、及びその処分内容について、機構が監督官庁に確認することにも同意します。
5. 当社は、関係法令に違反することとなる遊技機等の改造を

ば「機構の趣旨に賛同したホール」という機構のホームページから削除することになる。

こういう結果にならないように

機構としては昨年の「機構ニュース8月号」のQ&Aなどで、変更

などがあった場合、誓約書の再提出の呼びかけと手続き方法を案内

している。

Q 店を廃業することにしたが誓約書提出証明書はどうすればよいか

A 誓約書は機構に直接返送してください。

全日遊連傘下の組合員なら廃業届けを当該県遊協へ、非組合員なら証明書が機構に到着次第廃業として扱わせていただく。

Q 店の名前が変わった

A 住所店名が変わらなくても誓約書は出しなおすことが必要。

Q オーナーが変わった

A 誓約書の出し直しが必要。

Q 市町村合併で住所表記が変わった

A 誓約書、提出証明書は旧住所のまま結構だが、新住所の提出証明書を希望されれば提出された誓約書を返送するので、その旧住所を二重線で消していただき訂正印を押していただくか、新住所の誓約書を再提出をお願いしたい。ホームページでは新

たな住所を確認したうえで変更させていただく。

手続きの方法

全日遊連傘下の組合員は、所属する都府県方面遊協に再提出用の誓約書を求め当該遊協に提出して欲しい。誓約書は全日遊連を通じて機構へ届く。組合に所属されていない方は直接機構から誓約書を送りさせていただく。

新規オープンの手続き方法

全日遊連傘下の各都府県方面遊協に加盟して開店する場合は、当該の都府県方面遊協に書類一式(誓約書セット)

があるのです。お取り寄せ頂きご記入のうえ都府県遊協に提出願う。組合に所属されて無いのであればお店は機構に直接連絡をいただきたい。

ご承知の通りこれまでにいろいろな形でこの問題は機構から発信

しております。再三にわたるお願いになりますがご理解のうえお店にご説明していただきたいと考えます。

遊技産業健全化
推進機構の
立入検査です



脱税と ペナルティの 実情

パチンコが脱税リストから脱却した

国税庁が「平成19年度査察(マルサ)の概要」を公表

パチンコが「脱税ランキングの常連」から姿を消した。月18日、ホームページで「平成19年度査察(マルサ)の概要」を発表した。査察調査の目的は、社会公共の敵と言わなければならない脱税者の刑事責任を追及すること、(5者以上)の項で、上位ランキングからパチンコが消えていることだ。平成16年度が3番目、平成17年度も機械器具小売業と並んで3番目、平成18年度が6番目となっていた。19年度をスタートにパチンコが「脱税」から完全に脱却することを期待したい。「脱税とペナルティの実情」をお届けする。



遊技産業健全化推進機構 監事

小林栢弘



1 脱税のワースト業種の変遷

このほど国税庁から、平成19年度に脱税事件として刑事告発された件数など、いわゆるマルサ事件(査察事件)に関する白書が公表されました。「別表資料参照」この資料によりますと、平成19年度における告発件数は158件で、平成19年度中に一審判決が言い渡された件数は189件であり、そのすべてについて有罪判決が出され、執行猶予のつかない実刑判決が22人となっており、前年に比較して実刑判決の人数は8人増加したようです。そして、この資料の(参考3)における「告発の多かった業種・取引(5者以上)」の表によりますと「パチンコ」業が平成17年度は8件で上位から3番目に、平成18年度は6件で上位から6番目に掲げられておりましたが、平成19年度は告発件数が5件未満となつてこの表から消えております。

平成19年10月号の本誌(9ページ以下)で「パチンコと税金、そして機構」と題しまして、税金に関して「雑文」を書きました。その文中で、税務調査における任意調査と強制調査の差異を明らかにし、強制調査は裁判所の許可証(令状)を得て刑事告発を目的として強制的に捜査が行われるものであり、この点、一般

の任意調査とは異なるものであることを明らかにしました。

そして過去においては、パチンコ業が脱税事件における告発件数では常にワースト業種に含まれており、このことが当業界が挙げて企業の社会的責任(CSR)を果たすべくあらゆる面においてコンプライアンスの確保を図る努力をしていることに対して大きなマイナス要素として作用していると考えられる旨を述べました。したがって、パチンコ業界全体のイメージアップのためには、パチンコ業がせめてこの「ワースト業種」からはいつか離脱していることが望まれる、とも述べました。

今回の国税庁発表のマルサ白書を見てみますと、上記の通りパチンコ業がこのワースト業種から消滅しておりました。このことは当業界にとつて歓迎すべき極めて望ましいことであり、ご同慶に耐えない事柄であつて大いに喜ぶべきことと言ふべきでしょう。

しかしながら、そうであるからと言って、平成19年度中にパチンコ業界が1件も脱税事件として告発の対象とならなかったと言ふことではありません。このことは、昨年、関西地方において、パチンコホールの大口の脱税事件について強制捜査が行われたという新聞報道があつた

国税庁の発表資料の概要

(国税庁ホームページから抜粋)

告発の多かった業種・取引(5者以上) 国税庁発表資料(参考3)

| 平成17 | | 平成18 | | 平成19 | |
|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| 業種 | 者数 | 業種 | 者数 | 業種 | 者数 |
| キャバレー・飲食店 | 11 | 人材派遣業 | 13 | 商品・株式取引 | 21 |
| 不動産業 | 9 | キャバレー・飲食店 | 12 | 鉱物、金属材料卸 | 15 |
| 機械器具小売業 | 8 | 建設業 | 12 | 人材派遣業 | 14 |
| パチンコ | 8 | 商品・株式取引 | 9 | 不動産業 | 10 |
| 建設業 | 7 | 鉱物、金属材料卸 | 8 | 機械器具製造 | 7 |
| 人材派遣業 | 6 | パチンコ | 6 | 運送 | 7 |
| 鉱物、金属材料卸 | 6 | - | - | 建設業 | 5 |
| カルチャー産業 | 5 | - | - | キャバレー・飲食店 | 5 |

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は、1者としてカウントしている

「告発の多かった業種・取引(5者以上)」では、商品・株式取引が大幅に増え、鉱物、金属材料卸、人材派遣業と続いている。毎年度上位に顔を並べていたパチンコは見当たらない。

脱税とペナルティの実情

ことから明らかな通り、平成19年度中に当業界が脱税事件として強制捜査の対象となった事件が全く皆無であったと言いうことではないようです。上記の国税庁の発表は、平成19年度中におけるパチンコ業種の告発件数が5件を超えなかったと言いうに過ぎません。パチンコ業が脱税のワースト業種として再び国税庁のマルサ白書に掲げられないようにするためには、今後とも、業界全体を通じて経営の透明性を図る施策が必要であり、経営の健全化を確保してこれを担保するシステムの構築をするなど、不断の努力が必要であるように思います。

2 脱税による簿外資産の隠匿場所

ところで、脱税の手法にも色々あるようですが、何と言っても、脱税の当事者である本人自身はもとよりのこと、脱税捜査の担当者である国税査察官の最大の関心事は、脱税により不正に取得したいわゆる簿外資産等の隠匿の方法及び隠匿の場所についてでしょう。過去において、大物政治家の脱税事件の強制捜査で、その政治家の自宅の金庫の押収の様相がテレビの現場中継で放映されたことがあり、その金庫の中には、多額の無記名の金融債券（割引債券）と金塊が隠匿されてい

た、との報道がなされておりましたが、このような隠匿の方法は、極めて古典的かつ、単純な方法であると言えましょう。このような古典的で単純な隠匿の方法が採られていたのは、恐らくは、自分のような大物政治家には脱税捜査の手が及ぶことはない筈であるとの思い込みがあったことによるものではないかと想像されます。

しかし、多くの脱税事件では、その隠匿の方法は極めて巧妙となって来ているようです。その実態は国税庁発表によると①鉄道模型の中に第三者名義で保管委託したトランクルームの鍵（そのトランクルームの中には多額の現金を保管）を隠匿するとか、②自宅浴室等にスーツケース等に現金等を入れて保管隠匿するなどの事例が掲げられておりますが、このことは、脱税者はあらゆる知恵を絞って隠匿の方法及び場所を考案し、査察官はこれを上回る知恵と推理とを働かせてこれを探知すると言いう、いわば脱税者と査察官の知恵比べが日常の脱税事件の捜査の現場では繰り返し行われていると言っても過言ではないようです。

最近では、金融商品取引業者等（銀行、有価証券取引業者等）との間における金融商品の取引等については、本人確認が厳格に行われることになり、無記名取引

表A

| 項目 | 年度 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 着手件数 | 201件 | 210件 | 217件 | 231件 | 220件 |
| 処理件数 (A) | 202 | 213 | 214 | 221 | 218 |
| 告発件数 (B) | 147 | 152 | 150 | 166 | 158 |
| 告発率 (B/A) | 72.8% | 71.4% | 70.1% | 75.1% | 72.5% |

1 着手・処理・告発件数、告発率の状況
今回の調査は平成19年度(平成19年4月—平成20年3月)で、査察に着手した件数は220件、平成19年度以前に着手した査察事案について、平成19年度中に処理(検察庁への告発の可否を最終的に判断)した件数は218件、そのうち検察庁に告発した件数は158件であり、告発率は72.5%となっている。

表B

| 項目 | 年度 | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成15 | 16 | 17 | 18 | 19 | |
| 脱税額 | 総額 | 33,613 | 28,224 | 27,416 | 30,398 | 35,340 |
| | 同上1件当たり | 166 | 133 | 128 | 138 | 162 |
| | 告発分 | 30,600 | 24,680 | 22,960 | 27,755 | 30,888 |
| | 同上1件当たり | 208 | 162 | 153 | 167 | 195 |

2 脱税額の状況
平成19年度中に処理した事件に係る脱税額は、総額で353億円(前年より49億円、16%の増加)だった。告発した事件1件当たりの脱税額は、平均で1億9500万円(前年より2800万円、17%の増加)となっている。

はもとよりのこと、架空名義取引又は他人名義による取引もほとんど不可能となったこともあり、また、近い将来、上場株式等は株券が発行されずにすべて電子記録による登録制になるなど、脱税による簿外資産の隠匿が益々困難となつておりましたが、それであるが故に、その隠匿の方法も非常に複雑・巧妙となつてきているようです。

3 脱税資金の用途の秘匿

しかし、脱税行為（偽りその他不正の行為のことを言います）により取得した簿外資産を隠匿するために各種の智慧を絞つたその脱税の行為者が、更に困難をきたし困惑するのは、その隠匿資産を公表帳簿上の資金として表勘定に計上する必要が生じたときです。つまり公表帳簿上では資金繰りが詰まつてはいるが、実際は脱税による隠匿資産があるので、これを公表帳簿に計上して、表勘定で使いたいと言うときです。この場合には、更なる隠蔽・仮装の作業をする必要があります。例えば、架空の借り入れをしたこととして脱税資金を表勘定に繰り入れるなどの隠蔽・仮装作業を重ねるなど、いわゆるマネーロンダリング（不正資金の洗浄）類似の行為をしなければ、自己資金であ

るにも拘らず、これを自由に、かつ、容易に使うことが出来ないという結果となると言うことですが、このような隠蔽・仮装作業が重ねられた場合には、その隠蔽・仮装の事実の発覚の機会が多くなることを意味し、これが脱税者の大きな悩みの種となるものであることは想像に難くありません。

4 脱税の直接の行為者及び業務主の両者に対する両罰規定

何よりも脱税に関する仮装・隠蔽行為が困難なものであることは、その脱税行為が他の犯罪行為と比較して、業務主が単独で行うことがほとんど不可能なことであり、かつ、脱税行為としての各種の隠蔽・仮装の行為は、親族、従業員、取引先等の第三者の関与若しくは協力なしには行い得ないと言ふことです。これは売り上げに関する電磁機器及び電磁記録の操作・改ざん、入出金の管理、帳簿の管理、脱税資金等の資産の管理などあらゆる業務の執行に関して、他人（自分以外の者）を煩わさずに1人で全てを完全に処理することが出来る場合とはかくとして、通常は何人かの他人の協力がなければ隠蔽・仮装の工作などの不正な経理処理をすること

表C (参考1) 大口事案の推移

| 項目 | 年度 | | | | |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 平成15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 告発件数 | 147 | 152 | 150 | 166 | 158 |
| うち脱税額が3億円以上 | 21 | 17 | 16 | 17 | 20 |
| うち脱税額が5億円以上 | 15 | 6 | 5 | | 7 |

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

ホームページには参考資料として3億円以上や5億円以上の大口脱税事案の年度別の推移や、税目別の件数、税目別の脱税額の年度別の推移なども載せている。

脱税とペナルティの実情



は出来ません。

ところで、各租税に関する法律（法人税法、所得税法、消費税法等の法律）では、法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務又は財産に関して当該法律の罰則規定に違反する行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して当該罰則規定所定の罰則を科する旨を定めております（所

得税法244条・法人税法164条・消費税法70条）。このように各租税に関する法律では、行為者を処罰することとしているほか、その行為者のほか業務主をも処罰することとしておりますが、この両者を罰する規定のことを「両罰規定」と称されております。この「両罰規定」は、過失のない場合にまで業務主に刑事責任を負わせる趣旨ではなく、業務主には日常、従業員等を監視・監督する義務があるにも拘らず、その義務を怠ったと言ふ過失があると言ふことで、その過失責任を問うものであると解されております（最高裁判所・昭和32年11月27日判決）。したがって、業務主が従業員の脱税行為を承知し、指図をしていた場合は言うまでもないことながら、これを承知していなかった場合であったとしても、いずれの場合においても刑事責任を免れることは出来ないと言ふことです。

5 公益通報者保護法との関係

脱税行為に関する隠蔽・仮装などの不正行為は、業務主一人で単独で行うことは困難であり、畢竟（ひっきょう）、共犯者が必要であることは上記4において明らかにしたとおりであります。これらの行為者が「公益通報者保護法（平成

表D 【税目別の件数】

| 区分 | 平成15 | | 16 | | 17 | | 18 | | 19 | |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 所得税 | 32 | 22 | 43 | 28 | 47 | 31 | 59 | 35 | 57 | 36 |
| 法人税 | 104 | 71 | 98 | 65 | 86 | 57 | 78 | 47 | 62 | 39 |
| 相続税 | 8 | 5 | 5 | 3 | 4 | 3 | 5 | 3 | 4 | 3 |
| 消費税 | 3 | 2 | 6 | 4 | 10 | 7 | 23 | 14 | 30 | 19 |
| 源泉所得税 | - | - | - | - | 3 | 2 | 1 | 1 | 5 | 3 |
| 合計 | 147 | 100 | 152 | 100 | 150 | 100 | 166 | 100 | 158 | 100 |

国税庁の発表資料の概要

(国税庁ホームページから抜粋)

18年6月18日法律第122号」に規定する「労働者」である場合には、その者が行政機関（国税局・税務署等）に脱税行為等の不正の事実（同法第2条第3項に規定する「通報対象事実」）を通報（公益通報）した場合においても、そのことを理由として、その通報した労働者を解雇することは出来ないものと規定されております（解雇無効）。つまり、脱税の事実を通報した従業員等は、その脱税の事実を当局に通報したことによっては不利益を蒙らないように法的な保護がなされていると言うことです。この法律の趣旨は、ある意味では、公益（国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること）を守るために、いわゆる「内部告発」を奨励し、不正の防止を図っていると言うこともできます。

脱税事件の摘発の端緒となる事実の情報源の多くは、この内部告発によるものであったであろうことは、容易に想像されることが出来るのですが、このことからしても、後で絶対に発覚しないような脱税行為が如何に不可能で大きなリスクを伴う困難なことであるのかは明らかであると思います。

更に注目すべきことは、前記の国税庁

のマルサ白書（参考5）の「査察事件の一番判決の状況」において明らかにされている通り、判決の全てが有罪判決であり、実刑判決が増加していると言うことです。

6 脱税犯に対する 実刑判決とペナルティ

脱税と言う犯罪行為によっては、直接に被害を蒙る人がいない、否、見えないことから、過去においては、脱税犯と言う犯罪に対する国民全体の「罪」に対する意識は、他の詐欺犯又は窃盗犯などの一般犯罪に比較して低いものであったことは否定できません。しかし、昨今、経済社会の複雑化・高度化に伴い、また、日本社会全体の成熟度の高進に伴い、直接の被害者が見えないいわゆる経済犯（金融商品取引法をはじめとして、会社法やあらゆる経済取引に関する取締規定に違反する行為）に対する国民全体の「罪」の意識にも変化が生じてきており、社会全体の公益を侵害する犯罪行為についても、一般犯罪と同列のものと意識されるようになってきたように思われます。このことは上記の脱税犯に対する実刑判決が増加していることにも現れており、裁判官は、このような社会情勢の変化を踏

表E 【税目別の脱税額】

| 区分 | 平成15 | | 16 | | 17 | | 18 | | 19 | |
|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|-----|--------|-----|
| | 脱税額 | 割合 | 脱税額 | 割合 | 脱税額 | 割合 | 脱税額 | 割合 | 脱税額 | 割合 |
| 所得税 | 3,802 | 12 | 5,456 | 22 | 6,156 | 27 | 10,842 | 39 | 9,353 | 30 |
| 法人税 | 22,262 | 73 | 15,490 | 63 | 10,196 | 44 | 11,849 | 43 | 8,054 | 26 |
| 相続税 | 4,245 | 14 | 2,735 | 11 | 5,004 | 22 | 2,849 | 10 | 8,217 | 27 |
| 消費税 | 291 | 1 | 999 | 4 | 1,120 | 5 | 2,088 | 7 | 4,369 | 14 |
| 源泉所得税 | - | - | - | - | 484 | 2 | 127 | 1 | 895 | 3 |
| 合計 | 30,600 | 100 | 24,680 | 100 | 22,960 | 1,000 | 27,755 | 100 | 30,888 | 100 |

(注) 脱税額には、加算税額を含む。

国税庁の発表資料の概要

(国税庁ホームページから抜粋)

脱税とペナルティの実情

まえて、今後とも、脱税犯については執行猶予のつかない、実刑判決を厳しく言い渡すことが多くなるものと推測されます。

以上のことからいたしますと、全身全霊を使い、ありとあらゆる知恵を絞って脱税行為を企図し、実行した場合においても、それが発覚して刑事告発された場合には、本来納付すべきであった税金相当額の追徴金の徴収のほかに、加算税の賦課徴収が行われ、更に刑罰として罰金及び懲役刑が科されることとなります。

この場合には、労多くして多大の損害を蒙る、つまり脱税行為により免れることができる」と当初企図した脱税額相当額を大幅に上回る経済的損失を蒙り、更には実刑を科されるという不利益を蒙ることになることは明らかであります。

以上のことは、脱税行為に対する刑事告発及び判決により生ずる外形的、かつ、表見的なペナルティについて述べたものです。しかし、脱税行為の行為者は、その行為が発覚して摘発されるまでの間は、いつ何時、国税査察官が捜査令状を提示して脱税捜査のために踏み込んでくるのかを日夜心配して日々を送らなければならないと言う、目に見えない精神的苦痛を負わなければなりません。その様な精神的苦痛がいかに苦しく、辛いものであ

るのかは、脱税犯として摘発された被疑者が、捜査担当者に対して、いみじくも「今夜からは、何時踏み込まれるのかを心配しないで眠れることになった」と述懐した、と言いつづえられていることでも明らかであると言えましょう。

したがって、これらのことは脱税などの「不正及び犯罪」は、割に合わない行為であると言うことの証左であると言えることが出来ましょう。

プロフィール

こばやし・はくひろ

昭和12年、滋賀県生まれ。

大阪国税局、東京国税局、国税庁勤務のほか、税務大学校研究部主任教授を歴任するなど税務畑一筋。

高松国税不服審判所長を退官後、税理士。

小林栢弘税務事務所所長。

表F 査察事件の一審判決の状況（参考5）

| 目 年・年度 | 項 | [1] 判決 件数 | [2] 有罪 件数 | 有罪率 ([2]/[1]) | 実刑判決 人数 | [3] 1件当たり 犯則税額 | [4] 1人当たり 徴役月数 | [5] 1(社)当たり 罰金額 |
|-----------|---|-----------------|-----------------|------------------|------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| | | 件 | 件 | % | 人 | 百万円 | 月 | 百万円 |
| 平成17年 | | 156 | 156 | 100.0 | 7 | 100 | 15.9 | 25 |
| 平成18年 | | 141 | 141 | 100.0 | 14 | 106 | 15.3 | 24 |
| 平成19年 | | 185 | 185 | 100.0 | 15 | 112 | 15.9 | 27 |
| 18年度 | | 160 | 160 | 100.0 | 14 | 107 | 16.4 | 27 |
| 19年度 | | 189 | 189 | 100.0 | 22 | 127 | 16.1 | 31 |

(注) 1 実刑判決人数及び[3]～[5]は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。

2 平成17～19年は各年1～12月、平成18・19年度は各年4月～翌年3月である。

【主要ポイント】

- 平成19年度中に一審判決が言い渡された件数は189件であり、すべてについて有罪判決が出され、執行猶予の付かない実刑判決が22人（前年より8人増加）に出されました。

やっぱり変だよ、この話

全国のホールを回っていると
時々首をひねりたくなることにぶつかる
新聞やテレビなどのメディアでも見受けられる
特段大問題ではないけれど
「こんなこと世間の人が見たらどう思う？」
といった話が結構ある
機構にはパチンコとは無縁だった職員もいる
話によっては
「そんなこと止めた方がよいのに」と言う声も多い
業界の方々にも一緒に考えて頂きたいので
そんな話を集めてみた
題して「やっぱり変だよ、この話」

放置された廃業ホール

によると、全国
のパチンコホ
ール数は昨
年末の時点
で1万3
585店
舗であった。
一昨年に
比べて1
089店
舗の減少
である。

遡ると、平
成7年には
1万8244
店舗あったわけ
だから、12年間で
4659店舗の減少
となったわけだ。

いのである。

さて最近、首都圏はもちろん、全国
各地の国道沿いなどには、廃業したと
思われるパチンコホールが目立ってきた。
また、ここは以前パチンコホールだっ
たんだろうな...と思われるカラオケ店
やゲームセンターなども多く見受けら
れる。それはそうだろう。数字から見
ても、この1年間で千店を超える店舗
が減少しているのだから。

今回、問題ではないかと感じたのは、
パチンコホールが廃業した後、そのま
まの状態になっているケースだ。早い
話が、パチンコホールが廃墟となっ
てずとそのままの場合だ。

こういったケースはなんとかならな
いのか、と思う。もちろん見えた目や景
観云々だけの話ではない。閉店した
その日の状態そのままに放置されてい
る店舗については、一部の遊技機がそ
のままになっていたり、パチンコ玉や
メダルも放置されていたりする。

先日、警察庁から発表された「平成19
年中における風俗関係事犯等について」

この数字だけ見ると不況が続い
ているようにも見えるが、そうと
も言い切れない。なぜなら、駅前な
どで営業していた中小規模の店舗が店
を閉じ、郊外に大規模な店舗が出店す
るという図式により、遊技機設置台数は
年々増えていたりして、一概には言えな



こういったホールから流出したパチンコ玉やメダルは、一部が悪用されていると言われている。

最近、全日本遊技事業協同組合連合会から情報提供されるゴト情報でよく見られるのは、パチンコ玉やメダルの持ち込みゴトだ。例えば、今年3月に千葉県内で発生した事案では、ゴト師グループ4人がパチンコ玉約7000個（2万8000円相当）を持ち込み、計数しようとして発覚し、逃走しているが、このゴト師グループが持ち込んだパチンコ玉は、廃業したホールなどから盗んだもののようなのだ。

つまり廃業したホールは、最近、ホール内で流行っているゴトの一つである「持ち込みゴト」の元にもなっているわけだ。

もっと言えば、平成18年4月、岐阜県中津川市内で、当時中学二年生の女子生徒が殺害された事件が発生した。犯人は同じ中学校を卒業した男子高校生であった。この殺害現場となったのは、廃墟となったパチンコホールであったことを記憶されている方も多いのではないだろうか。

現場は、パチンコホールが廃業になった平成13年以降、放置された状態で、この殺人事件以前から地元の不良少年少女らの溜り場となっていたと報道された。地元住民は、何か問題が起きなければ良いが、と思っていた場所でもあったようだ。

機構の検査員は業界に携わっているだけでなく、パチンコ好きが多いこともあり、廃墟となったパチンコホールを見るのは辛い。様々な事情でそうだったのだと思うが、寂しい気持ちにもなる。

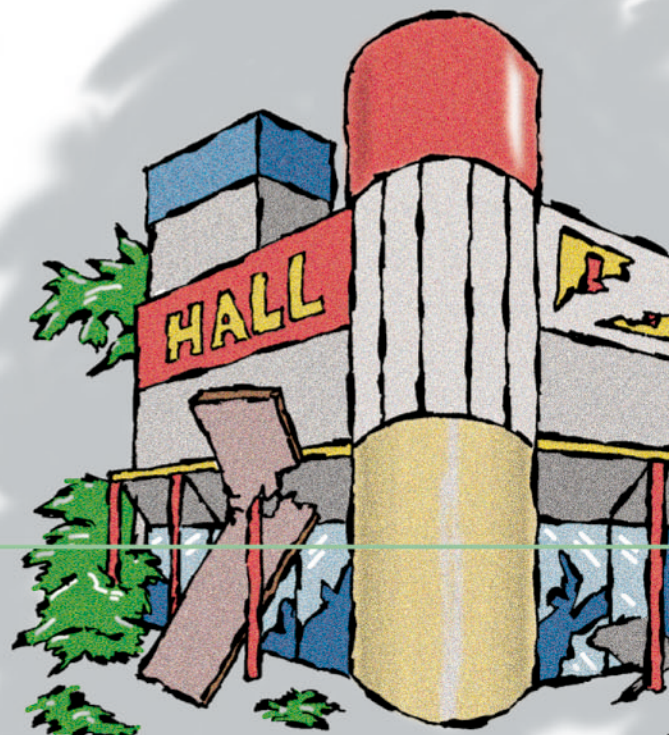
また、実際には廃業となったパチンコホールを不動産関係の業者が買い取り、そのままにしているケースが多いようなので、そうなるとう遊技業界が手を出すことは難しいと思うが、廃墟となったパチンコホールは、お客さんを含め業界外の人が見ると、「今まで散々儲けたのに、儲けられなくなると直ぐに閉店し、しかも後は野となれ山となれか」と思ってしまうのではないだろうか、と心配してしまう。

なぜなら、例えば外食産業など他の業種の店舗で廃業となったところは、

放置され廃屋になっているところがなく、目立たないからだ。

一番の問題は様々な犯罪の温床となっているわけだから、個々の企業の責任はもちろん、業界団体の責任でなんとかできないものか、ということだ。例えば、組合のような組織が、新たにオープンするパチンコホールに対し、撤退するなどの際に建物等を解体するための費用（名目は加入金でも何でも構わない）を、予め徴収しておき、いざとなれば責任を持って更地にするなどの対策を講じる、というようなことができないものか、と思う。

(H)



機構の窓から

君らは卑しい

新聞記者という職業だったせいで、今も新聞はよく読む。駆け出し時代、社会部の大先輩から「社会面の記事というものはそれを読んだ人全部が考え込むか、怒るか、悲しむか、笑うかするものでなくてはならない」と教えられた。この先輩が名文家といわれた人だけに説得力がありその教えを40年以上守り続けた。そして今、読む側になってます「教え」を思い知らされている。

喜怒哀楽。人間誰もが持つ感情だが最近の新聞には笑える話などまず見当たらない。「カツ」と頭に血が上る記事が多すぎる。「社会保険庁のいい加減さ」「後期高齢者の保険料負担問題」「一向に埒(らち)の明かない年金問題」「北朝鮮による拉致問題」など思っただけで腹が立つ。「岩手、宮城内陸地震」「ミャンマーの大洪水」など悲しい話も切れ目なしだ。「秋葉原の通り魔事件」など一向になくならないこの種の事件。考え込まざるを得ない。

この1か月まだまだ腹の立つ報道は続いている。そう、「役人の居酒屋タクシー事件」だ。霞ヶ関の官庁街の公務員が公費で乗るタクシーの運転手から貰い物をしているというあの話だ。

新聞に報じられた品物を並べてみるとこうなる。「ビール」「つまみ」「栄養ドリンク」「現金」「5000円のクオカード」「缶コーヒー」「金券」「米1キロ」「食パン1斤」「サケの切り身」。贈呈は車内だけに限らない。内閣府の係長級職員の自宅には06年の暮れ「キングサーモン」丸ごと1匹(4000円相当)。経済産業省の外局特許庁の20代の女性係長が現金10000円を貰ったのは入庁1年目のこと

Ⅱ 以上朝日新聞からⅡ
発覚した6月6日の各省庁の発表では「502人」と言

っていたが6月28日の読売新聞によれば17省庁1402人(うち財務省600人)に膨れ上がった。例によって調査はいい加減。問題はまだ続く。

国交省「少量のビールやつまみ、栄養ドリンク、おしほりなどは社会常識の範囲」

問題その一「タクシーの営業努力」

問題その二「接待を受けた9割がノンキャリア職員」

問題その三「国会待機が多く残業が原因の一つ」

Ⅱ 以上読売新聞6月28日付朝刊からⅡ

キャリアやノンキャリアなどの区分けは内部の話で国民には関係ない。偉い人間は良くて、たたき上げだけが悪いというのか。国民が怒るのはタクシーを利用することではない。運転手から接待を受けることなのだ。そして相変わらず「部下が悪い、残業が多いから」と論旨のすり替えで逃げるつもりのお偉いさんたち。あきれ物も言えない。

昔から「チップをあげるもの」というではないか。けれど「貰う」ものではない。

三井物産の社長から国有鉄道5代目総裁になった故石田礼助氏は清廉で知られた人だが総裁時代「接待ゴルフはやめなさい」と禁止した。その石田さんの伝記を作家の故城山三郎さんが書いている。

題して「粗にして野だが卑ではない」。

改めて官僚諸君に言う。

「運転手からチップを貰う君らは本当に卑しい」。(勝)



第1回

経営(工)学とは何か

東京富士大学経営学部 准教授

田畑 智章

前号まで平野宏氏の「サービス産業としてのパチンコ店経営」（平成20年2月号～4月号、3回）、山下洋史氏の「パチンコ店の人材管理と経営戦略」（平成20年5月号～7月号、3回）と6回に渡ってパチンコ店の経営にかかわる問題について連載してきた。いずれも早稲田大学アミューズメント総合研究所が21世紀のパチンコ業界をリードする人材の育成を目指して開講した「サービスマネジメント講座」の一部を紹介させて頂いたものである。この講座をご覧の読者の方から「サービスマネジメントとは何か」「経営に理論は必要なのか」と言ったご意見が寄せられた。今回はこうした疑問にお答えする形で“経営”の理論である「経営(工)学とは何か」を取り上げた。



プロフィール

たばた・ともあき

昭和46年東京都生まれ。

早稲田大学大学院社会科学部政策科学論専攻修了（学術修士）後、同大学大学院理工学研究科経営システム工学専門分野修了（工学修士）。

その後同大学大学院理工学研究科博士後期過程に進学し、

同大学助手を経て、現在東京富士大学経営学部准教授。

主たる研究は「マーケティング工学」「金融工学」。

経営システム学会常任理事。

経営理論と意志決定

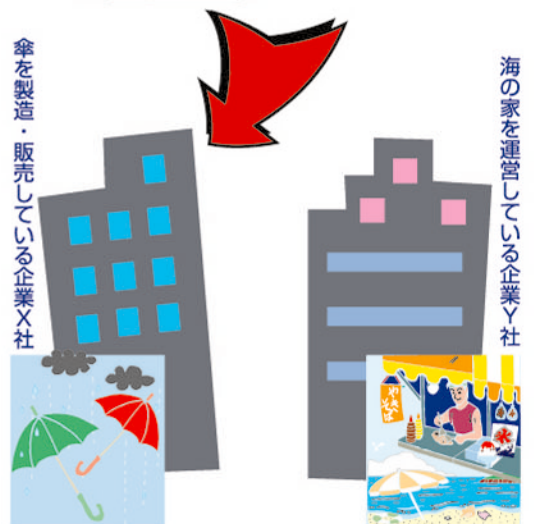
サービスマネジメント講座とはサービス業に対するマネジメントすなわち「経営」に対する理論を展開している講座です。サービス業を運営していく中で必要な「人材管理」、「経営戦略」、「マーケティング」、「コストマネジメント」などが具体的な内容です。しかし、世の中の社長すべてがこうした理論を習得しているわけではなく、むしろ自身の経験と勘に基づいて運営している人がほとんどでしょう。「そもそも「経営」に理論など必要なのか？」——このような疑問が起きるのは当然のことだと思います。

元来、商売がうまい人は自分の中に独自の経営理論を持っており、外部の「理論」に頼る必要性はないかもしれません。世間ではあの機種がもてはやされているが、自分の読みでは絶対にこの機種が流行る、だからこちらを多く導入しよう、といった意思決定がことごとく当たる。このような人は何も八卦見で意思決定をしているわけではなく、普段何気なく話している客との会話などから自分なりの予測を行っていると考えられます。

しかしながら、このようなことが出来、かつ、経営を成功に導くことが出来る人はほんの一握りです。多くの企業では自分なりの理論を持つてはいるけれども、



X社に全額投資すると例えば雨がまったく降らなかった場合は大きな損失となる



X社、Y社に半々に投資するとX社での損失をY社でカバーできるので天候という変動要因に左右されなくなる

それが「ことごとく当たる」ことはないのが現状でしょう。そこで、「経営」の理論が登場します。

「経営」に関する理論にはまず「経営学」という学問分野があります。これは組織運営（すなわち企業だけでなく非営利組織も含まれる）に関わるすべての事柄を対象とする広い学問領域です。組織のあり方を検討する「組織論」、企業のあり方を検討する「企業論」、カネの流れを把握し管理する「会計学」、販売の戦略を考える「マーケティング」など、細分化され研究されています。「経営」の「経」という字には「手順」とか「法則」といった意味があります。すなわち「経営」とは「ある手順・法則に則って運営する」という意味であり、「経営学」

ではこの場合の「手順」や「法則」にはどのようなものがあるのかを検討する学問だとも言えます。

「経営学」はどちらかと言うと長期的な視点に立った考え方になります。すなわち、今ある会社を将来どのように成長させたいか、理想的な経営はどのようなものか、が中心的な話題となります。しかし、「経営」においては長期的な視点を持つことは非常に重要なことではあるのですが、その日その日のやりくりが出来なければ長期的な目標にたどり着く前に息切れをしてしまいます。短期的な目標も考え、それをこなしていくかなければいけません。短期的な目標は長期的目標に比べ具体的であることが求められます。「今月の売上目標を前月比〇〇

TOMOAKI TABATA



撮影・安西英一

％に設定する」ですとか、「今年度の人件費は総額で△△円以内にする」といった目標がこれにあたります。

このとき、具体的な目標は数字で記述されることが多く見られます。すると、こうした目標を達成するための仕組みを「計算」によって導出することも可能ではないかと考えられます。20世紀初頭アメリカのフレデリック・テイラーはこうした発想から「科学的管理法」という方法論を構築しました。「科学的管理法」は基本的に工場における労働者管理の方法ですが、この考え方は工場以外にも応用可能であり、「経営」全般を「科学（工学）的」に検討する方向性に移行しました。これが「経営工学」という分野です。「経営工学」は数学などを援用しながら（主に短期的な）経営目標の達成手段を検討していきます。

こうした「経営」に関する理論を学ぶことにより、自らが商いに関して天才的でなくとも会社を安定的に運営していくことが可能となります。しかし、経営理論も万能薬ではありません。

以前、仕事で一緒になった中小企業の社長さんから、「先生ヨ、どうやったらもうかるのかね？」と聞かれたことがあります（実際こうした質問はよくあります）。

しかし、「経営」の理論を教えている側の人間でもこの質問に対する答えは持ち合わせておりません。実は、「経営」の理論は「もうかるための手順」を教えるのではないのです。そもそもよく考えれば、そのような理論がもしもあつたならば、世の中の人すべてが億万長者になつていくはずですね。では、「経営」の理論は何を教えているのでしょうか？それは、「損をしないためのコツ」を示しているにすぎないのです。

資産運用の理論の中に「分散投資」という考え方があります。会社を運営し、利益が増え、現金がたまってくると、銀行預金の他に株式などへの投資を考えたりします。しかし、株は銀行預金と違って日々値が変動し、場合によっては投資した金額がすべてなくなってしまう危険性があります。このとき、1つの銘柄のみに投資をしていると変動の影響をモロ

にうけてしまいますが、投資額をいくつかに分散し複数の銘柄に分けて投資しておく、大きなもうけは期待できなくなりますが損をする危険性は減ることになります。これはひとつの例ですが、多くの経営理論はこのように「（どちらかと言うと大きなもうけを削つても）損をしないための方策を考える」ことに主眼を置いています。

「経営」とは投資に対してリターンが不確定であることからある意味「ギャンブル」と同じです。するとそこには「勝つ」ということと「負けない」ということの2つの方向性があることがわかります。「勝つ」ことを目指すのであれば経営理論は必要ないかもしれません。しかし、「負けない」こと、すなわち「安定した経営」を目指すのであれば経営理論は役に立つでしょう。方向性と道具（理論）の適切な選択が重要であると思われ

ます。さて、今回は「経営」の理論、すなわち経営学および経営工学のお話をさせていただきます。次回はいよいよ具体的などのような形で理論が展開されているのかをご紹介しますと思います。特に、「データ」というものに着目し、これをどのように処理すれば経営のための意思決定材料となるのかについて見ていく予定です。

銀世界の壁

2

壁を切る男

文・綾小路 杏

イラスト・末永士朗

夜が白々と明けてくる。
なんとか間に合ったようだ。

作業を施した壁沿いに放置自転車
を並べ、コソコソと車へ向かった。
パチンコのことはいくわからないが、
それが「悪いこと」であろうこ
とは容易に想像できた。

しかし、借金を返すため、男は
危ない橋を渡る選択をした。

男の名は和久。
建築業。

主に、屋根や外壁の塗装や工事を
している。

親父が経営する小さな建築会社で、
現在修行中だ。ゆくゆくは和久が
跡を継ぐことになっている。

とはいえ、社員は親父とおふく
ろと自分の3人だけなのだ。
跡継ぎといっても、和久の自由
になる金は少ない。

人並みの給料は貰っていると思
うが、大半は趣味の車の改造費に
消えていく。もちろん貯金などない。
先々月、どうしても手を入れた
かった部分を思い切って改造して
しまった。

給料では払えない額であったが、
親父から金を借りればいい、そう
思ってたってしまった。しかし、
親父に金の話をする直前、会社が
危ないという話を聞いた。

金を借りるところではない。
なんとか和久の小遣い程度は渡
してくれたが、会社を維持するため、
親父は毎日のように奔走している。
金の話などできなくなった。
すでにシヨップからは、何度も
督促がきている。

貯金もない、家は頼れない、消
費者金融にでも行くしかないか、
と思っていたときに、中学の同級
生と会った。

久しぶりの再会に、立ち話でも
なんだからと居酒屋へ。

当時は非常に仲が良かったはず
だが、高校が別々になり、会う事
のなくなっていた友達だった。

和久よりはちょっと頭が良かった
彼は、高校を卒業後、情報処理
の専門学校に行き、今はプログラ
ム関係の仕事をしているという。
パソコンとかの機械が苦手な和
久は、それ以上仕事の話は聞か

かった。

それよりも、中学時代の思い出話に花が咲き、少々飲みすぎたようだ。

酔った勢いで借金のことを話した。

友達は一瞬黙り、和久の職業を確認すると、いい仕事を紹介できるかもしれない、と話した。

お前の技術を生かした裏の仕事がある、と。

「裏の仕事？」

「そう。まあ、見つかったら捕まると思う。もちろん、捕まらないように念入りに準備するから心配ないよ。」

「本当に？」

「ああ。この仕事すれば、お前の借金なんて一発でチャラにできるぜ？やる？」

「そんなに貰えるのか？」

「やるんだったら、今から俺の仲間に連絡するけど。丁度お前みたいな技術持つてるヤツを探してたし、問題なくOK出ると思う。」

不安はあったものの、今ここで

返事をしなければこの「いい仕事」

にはもうありつけないような気分になり、和久は話を受けることにした。

何よりも、目の前の借金の不安が解消されるほうが大切だった。

友達がその場で電話しはじめ。相手は、どうやらその仲間のようだ。

折られたみの携帯をパチンと閉じ、和久にむかってニヤリと笑った。

「さっそく今夜から働いてもらうから。」

あまりにも急だし、お互い酒が入っている。こんな状態で仕事などできないだろうと慌てると、仕事は夜中3時から行方、という。

準備とかはどうするんだ？と問

うと、他にも和久と同じ仕事を担当する仲間がいたので、道具はだいたい揃っている、とのこと。

「じゃあ、そろそろここを切り上げて、仕事場で詳しい説明するよ。」

そうだ、「裏の仕事」とは聞いたものの、具体的にどんな仕事をするのかを聞いてない。

両親には友達の家泊ると連絡し、友達とともにタクシーに乗り込んだ。

一度、駅のタクシー乗り場まで乗り、そこからまた違うタクシーに乗り換える。

「念には念を、つてやつだよ。」

問題ない、そう言っていたが、やはり「悪い」ことには間違いがないらしい。

少し後悔しはじめた。

色々聞きたかったが、タクシーの中では難しいと思い、事務所で聞くしかないか、と諦めた。

和久も、なんとなく場所がわかるあたりでタクシーを降り、そこから十分ほど歩き、友達の言う「事務所」に到着。

事務所は、事務所というよりは工場の倉庫に近い。

その一角にちよつと汚れた椅子やテーブルがあり、そこで話をすることになった。

2人のほかには誰もいない。

もうしばらくしたら、仲間が来るそう。

椅子に腰掛けてすぐ、友達は説明を始めた。

「で、具体的な仕事内容だけど。壁を切るだけなんだよね。」

「壁？」

「そう、壁。家とかの外壁。それを入ひとりは入れるくらいの穴をあけるだけ。」

「どこの壁？」

「まあ、それは現場に行けばわかると思うけど、鉄筋コンクリートの建物だから、相当分厚い壁。今まで何個かあけてるから、できな

「それだけ？」

「ああ、お前の担当はそれだけ。」

「・・・お前は？」

「俺はその穴から中に入って仕事すんの。他にも、何人かいるけど。」

それぞれ、担当ごとに役割が決まっているようだ。

穴を開けて侵入するなんて、まるで泥棒じゃないか。

「それって、犯罪・・・だよな？」

「はあ？何をいませら。最初に言

「ただだろ？それでもやるって言ったのは、お前だよ？別にいいよ、やらなくっても。じゃあその借金はどうするんだ、って話。」

強い口調で詰め寄られた。

こんなキャラじゃなかったよな気がするなあ、とちよつと驚きつつ、

「いや、もちろんやるよ、やるけどさ、確認。」

「だったらいいけどさ。」

少しいらだつたように椅子から立ち上がる。

「じゃあ、必要なもの、準備するからコッチ来て。」

さほど広くはない「倉庫のような事務所」の隅には、電動ノコギリやセメント、ペンキなどが置かれていた。

「一応、今回はもう一人、壁担当のやつがいるから、細かいことはそいつに聞いて。」

「わかった。」

「そいつは現場に直接集合だから、後で紹介するよ。」

2人で黙々と機械類をワゴン車

に運ぶ。

運び終わったが、まだ他の仲間には現れなかった。

喉も渴いたので、コンビニへ行きペットボトルのお茶や缶コーヒ

ーを何個か買い込む。仲間の分もあるとかで、5〜6本ほど買った。

少なくとも、あと3人は仲間がいるということか。

仲間が来るまで椅子に座りながら、和久は気になっていたことを聞いた。なぜ、友達がそんなことをしているのか、を。

「実はさ、壁っていうのはパチンコ屋の壁なんだよ。」

「パチンコ？」

「パチンコ、やる？」

「いや、俺は全然やらないけど。」

「じゃあわからないか」

「どうやら、専門学校時代にパチンコにはまり、次第に自身の機械

を調べるようになった彼は、パチンコを改造する楽しみに目覚めたらしい。

自分も車を改造しまくっており、なんとなく共通点があったよう嬉しかった。

「で、俺が改造したパチンコのROMと店にあるやつと、交換するんだよ。」

「・・・何のために？」

「自分が改造した台なら、自分の思うとおりに動かせるだろ？つまり、大当たりし放題にできるってわけ。」

なんとなくわかったよう、わからなかった。

交換するために、たくさんの人を集め、けっこうな額の報酬を支払うという意味がわからなかった。やるのが良くわからないせいか、確かに悪いことのようにだけれど、そんなに重大な犯罪じゃないよな気もしてきた。

その思いを正直に伝えてみると、ニコニコと笑って肩を抱かれた。

「さ、そろそろみんな来る頃だ。気合入れてやろうぜ！」

そして今、ここに居る。

分厚くコーティングされた外壁は風雨にさらされたALC板だったので、意外に切るのは簡単だった。しかし切る壁は、隣のビルとの間

の放置自転車置き場だったため、無造作に積み上げられた自転車をどかすことが一苦勞。そして、いざ壁を切る段になっても、誰かが通る度に無線で作業を中断させられた。思ったよりも時間のかかる作業だった。

壁に穴をあけた後、電動ノコギリを持った仲間がその中に入った。なにやら作業をしていたが、ほどなく終わったようだ。

最後は、友達が電子部品を持って中に入った。

すべての作業が終わったのか、あとは壁を元通りに修復しろ、という。

切った壁材を再び貼りつけ、切り跡が目立たないように同色のペンキで塗る。

近くに寄れば痕跡がわかるが、遠目にはわからないだろう。他の仲間にも、仕事の出来を褒められ、悪い気はしなかった。

夜が明けて、人通りが多くなる前に終了させなくてはいけなかったが、なんとか間に合った。

徹夜で作業していたことに気付

いたら、急に睡魔が襲ってきた。

「さすがに眠いな……。仕事、これで終りだろ？もう帰っていいのか？」

「ああ、ご苦労さん。いい仕事してくれて助かった。で、これが約束の金。」

茶封筒を受け取って、中身を確認する。

これで無事、借金はなんとかなれそう。

「また、仕事頼むけど、いいよな？」
それだ。

正直、これだけの作業でこの報酬は、魅力的だ。

この仕事を何回かこなせば、親父も助けてやれるかもしれない。しかし……。

「今眠くって、よくわかんない。また後で返事してもいいか？」

「いいけど……。俺としては、次からもやってほしいんだけどな……。あ、さ、わかってると思っけど……。」

「わかってるって。誰にも言わないし……。」

仕事を続けないととなると、和久

が裏切ることも考えられるのだろう。眠いながらも、それはわかる。

「こつちからも電話するよ。じゃ、またな。」

「またな。」

しばらくの間、和久の行動はチェックされるのかもしれない。

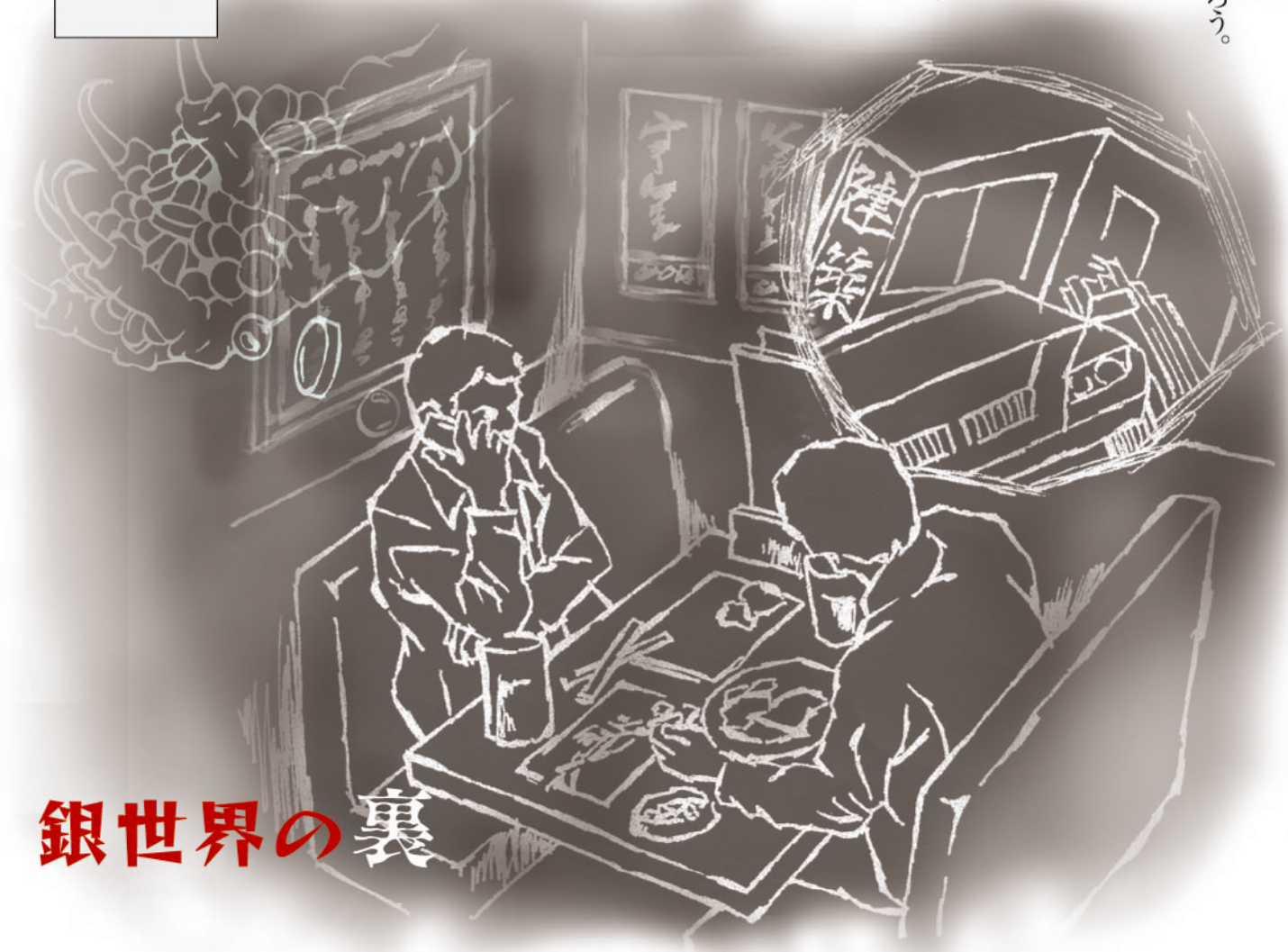
そんなことより、

この仕事を続けたほうがいいのか、悪いのか……。

後で考えよう。

今はとにかく眠りたい。

この物語はフィクションです。実際の事件を参考に書いているますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。



銀世界の裏

遊技機の射幸性抑制と 変更承認・変更届



三堀 清

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 風適法の目的と射幸性の抑制

今までに何度も述べてきたことだが、風適法の目的は「善良の風俗と清浄な風俗環境の保持」と「少年の健全育成への障害防止」にある(同法1条)。

そして、同法がパチンコを「設備を設けて客に射幸心をそそる遊技をさせる営業」(同法2条1項7号)に分類しているということから、パチンコは射幸性の故に規制対象とされていることは明らかである。

要するに、パチンコは「客に射幸心をそそる遊技をさせる」から規制対象とされるのであり、「善良の風俗と清浄な風俗環境」及び「少年の健全育成」という法の目的を実現するために「著しく客の射幸心をそそるおそれ」がないようにすること＝射幸性の抑制が図られているの

である。

このように、風適法のパチンコに対する規制は、射幸性の抑制に主眼があるのである。

2 射幸性抑制のための遊技機の基準

以上から、風適法のパチンコに対する規制は「著しく客の射幸心をそそるおそれ」がないようにすることに収れんされるといつてよい。

しかし、意外にも同法上「著しく客の射幸心をそそるおそれ」という用語は、遊技機の性能に関して2か所にあるだけである(同法4条4項、20条1項)。

すなわち風適法は、「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のある遊技機の基準を国家公安委員会規則(風適法施行規則)

にて定めることとし、この基準に該当する遊技機を設置しないことを営業許可の要件とすると共に(同法4条4項)、こ

のような遊技機を設置して営業することを禁止している。逆からいえば、同法は明文上遊技機の性能という切り口からだけ「著しく客の射幸心をそそるおそれ」の抑止を規定しているということである。これは、射幸性の抑制は遊技機の性能を規制することに始まるということである。

3 「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のある遊技機の基準

ところで「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のある遊技機の基準は、国家公安委員会規則たる風適法施行規則9条に定められている。

その基準として、まず、1分間当たり

のパチンコの発射可能玉数（百発）・スロットの投入可能メダル数（20枚）の上限、入賞時の獲得玉数の上限、及び一定の連続遊技をした場合の出玉率の上限が各定められ、また、勝敗が高度の偶然性に支配される遊技機であること（入賞口の大きさが著しく大きかったり、逆に小さいパチンコ、図柄の組合せが著しく多かったり逆に著しく少ないスロット等）、及び客の技術介入性が低い遊技機であることが定められ、これらのいわばゲーム性に関する基準に該当すると、「著しく客の射幸心をそそるおそれ」がある遊技機とされる。

その他、前記のゲーム性に関する基準以外に、「容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある」ことが、「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のある遊技機とされていることが注目される。これは、本来的なゲーム性に関する性能とは異なるが、事後的な変更に対する構造的な弱点があると、射幸性を高める不正改造がなされ易いということで、「著しく客の射幸心をそそるおそれ」があるとされるのである。

この基準は、平成16年の規則改正の際に追加されたものであるが、ここに、健全化のために不可欠な射幸性の抑制は、ゲーム性に関する性能の規制だけでなく、

不正改造の防止が不可欠であるという基本的な考え方が見て取れるのである。

4 不正改造防止と変更承認 及び変更届について

(1) 遊技機の変更と承認・届出の要否

風適法上、「著しく客の射幸心をそそるおそれ」のある遊技機の基準に該当する遊技を設置していないことが許可の要件とされても、いったん設置した遊技機の事後的な変更を野放しにしてしまうことは、ホール業者による修理・メンテナンスを装った不正改造が横行し、射幸性抑制の実効性を上げられなくなることは明らかである。

このために、営業所に設置した遊技機を勝手に変更することを禁じなければならない。

ところが、他方で遊技機が機械である以上、故障・破損の修理の必要性が不可避的に発生するしメンテナンスの必要性も無視できない。

このようなホール業者による遊技機の変更・不正改造の防止と、修理・メンテナンスの必要性との折り合いをつける制度が、変更承認及び変更届である。

ここに事前の変更承認が必要な変更は、釘、役物、風車等玉と接触する可能性の

あるものを始めとする遊技機の性能に影響を及ぼすものであり、主基板、発射装置、遊技枠等が挙げられる（風適法20条10項、9条1項・2項、風適法解釈運用基準第十六、7(2)イ）。

次いで事後の届出でよい「軽微な変更」は、遊技機の性能に影響を及ぼさないものであり、玉皿、前面ガラス板、遊技機の鍵、外部端子盤接続部品、トランス、不正改造防止対策としての結束や透明なホットボンドによる固定等が挙げられる（風法20条10項、9条3項2号、内閣府例6条、解釈運用基準第十六、7(2)ウ）。

(2) コネクタはすし

ところで、一昨年から昨年に掛けて摘発・処分が目立った違反に、スロットのベッドボタンのコネクタはすしが挙げられる。

これらは、いわゆるクレジット上げゴト対策として、ベットボタン（メダル清算ボタン）のコネクタをはずして、同ボタンを作動しないようにする方法である。おそらく、ゴト対策であるということと単にコネクタをはずすだけということから、現場担当者が無承認変更には該当しないだろうと安易に考えて実行してしまった例が少なくないようである。これこそ変更承認の要否がどのような基準によって判断されるか、という基本を忘れた

結果という他ない。

コネクタやハーネスの交換は変更届で済む場合もあるが、コネクタはずし・ハーネスはずしは遊技機の性能に影響を与えるのであるから、当然無承認変更となる（実際にベツボタンが作動しなくなる）。

る）。

摘発された事案では、行政処分としては2月から6月の営業停止、刑事処分としては起訴猶予（罰金刑も科されない）で済んでいる例が多い。ところが中には、コネクタはずしをした店舗は4か月の営業

要するに、パチンコは

「客に射幸心をそそる遊技をさせる」から規制対象とされるのであり、

「善良の風俗と清浄な風俗環境」

及び「少年の健全育成」という

法の目的を実現するために

「著しく客の射幸心をそそるおそれ」がないようにすること⇨射幸性の抑制が図られているのである。

業停止であったが、店長らが無承認変更で罰金刑を受けたために両罰規定で会社も罰金刑を受けて欠格事由が生じ、チェーン全店舗が営業許可取消しとなったという事例もある。

(3) 発射装置等の付け替え

摘発・処分事例は少ないが、実際には多いようなのが、発射装置（玉飛ばしカセット）やスロットのレバー等の付け替えである。

これも、変更承認の要否がどのような基準によって判断されるか、という基本を忘れた結果という他ない。

これらのパーツには、基板やロム等のようにシリアルナンバーが記載されており、また、封印等もされておらず、交換しても証拠が残らないためか、結果的に摘発された事例が見当たらないと推測されるが、同じ規格でも色違いの物であれば、写真等を撮れば交換⇨無承認変更の証拠が残ってしまう。

高稼動機は故障の確率も高いということとは判るが、故障したパーツを低稼動機から取りはずして付け替えることに現場では何の抵抗感もないのであれば、バレるバレないということではなく、重大な問題である。

現場の意識改革を早急に実施しなければならぬ問題であろう。

データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第十三回

進む高齢化と パチンコ

後期高齢者 医療制度の 波紋

今年の4月より後期高齢者医療制度が施行されました。しかし、「後期高齢者」というその名称や、天引きという徴収のあり方に多くの批判が集まったことは、耳に新しい出来事と言えるでしょう。本稿では、いよいよ進む日本の高齢化とパチンコについて考えてみます。

図1は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果をもとにした、年齢区分別将来人口推計です。今後、65歳以上の老年人口が増加し、14歳以下の年少人口と15〜64歳の生産年齢人口が減少していくことが明確にわかります。

年齢構成の変化で 消費も変わる

少子高齢化が進むことにより、人口全体が減少していきます。当然、消費市場全体が縮小していくことに繋がります。人口構成も大きく変化します。将来人口の推計によると、2025年には生産年齢人口が6割を切り、老年人口は3割に達します。これらのこと

はパチンコ業界にも大きな影響を与えるはずですが。

図2は、総務省が2006年に実施した社会生活基本調査による、年齢別生活時間の内訳です。60歳以上になると「通学・通勤、仕事、学業、家事関連」の2次活動の時間が減少し、3次活動が増加していきます。3次活動とは、「睡眠、身のまわりの用事、食事」を示す1次活動と2次活動以外を指します。その3次活動の内訳を見たものが図3の年齢別3次活動の内訳です。

60〜69歳までは「休養等自由時間活動」とともに、「積極的自由時間活動」が増加しています。その後、70歳以降では積極的自由時間活動は減少していきます。社会生活基本調査ではパチンコは「趣味・娯楽」に分類され、積極的自由時間活動に含まれています。

まだまだ現役の 高齢者も増える

図2、図3で使用した社会生活基本調査は2006年に実施されたものです。この2006年には高齢化を考えると重要な出来事がありました。4月より、高齢者が年金支給開始まで働き続けられる環境整備を目的として、改正高年齢者雇用安定法が施行されたのです。この改正により、企業は

- (1) 定年年齢を65歳まで延長する、
- (2) 60歳以上の継続雇用制度を導入する、
- (3) 定年制の廃止、のいずれかを選

択することが義務づけられました。

このことよって、60歳以降も働き続ける高齢者が増えます。しかし、定年後の年齢層が自由時間を積極的に利用する傾向は変わらないと思われま

余暇市場に 重要性を増す 高齢者

余暇市場において、高齢者の重要性を示すものが、**図4**の参加者の年齢構成です。人口全体で高齢者が増加しているため、当然と言えば当然ですが、どのレジャーにおいても高齢者の比率は、この10年間で増加しています。今後の人口構成の変化を考えた場合、高齢人口の参加率を上げることが、「パチンコ」に限らずどの様なレジャーにとっても必要なことと言えるでしょう。そこで、参加率を世代別に見てみると、**図5**です。「パチンコ」は各年代で減少しており、特に40代での減少が顕著です。一方、「ジョギング・マラソン」は他の世代では減少しているものの、60代以上と10代の参加率が上昇

していることで、全体の参加率の減少が抑えられています。全体での参加率は減少しているものの、30代以上の参加率が上昇している。「(家庭での)テレビゲーム」は、将来に向けて中高年齢の参加率向上に成功していると言え

パチンコ業界が 取り組む施策

パチンコ業界も参加率の減少に対して無策である訳ではありません。今までは取り入れていなかった営業施策にも取り組んでいます。その様子を示すデータをエンタテインメントビジネス総合研究所が3か月ごとに実施している「パチンコ景気動向指数(DI)調査結果」から見てみましょう。この調査は、パチンコ店経営企業に対して景況感を問うアンケート調査です。2007年6月と2008年6月の調査では、景況感に加えて営業施策についての質問をしています。その結果が**図6**の「現在採用している営業施策」です。ご覧の通り、「低貸玉での営業」と「禁煙コーナーの設置」が伸びています。「特定機種(機種タイプ)専門店」は、最近ではお年寄りや予算の少ない人をターゲットとした施策として、射幸性の低い機種を揃える例がありました。

図1 年齢区分別将来人口推計 (単位千人)

※2000年、2005年は総務省「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

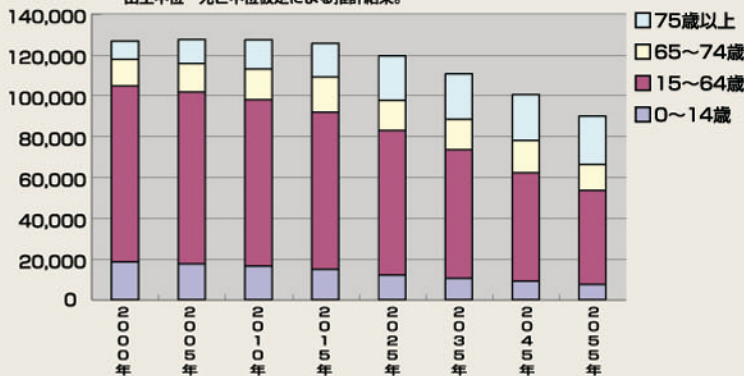


図4 参加者の年齢構成

※財団法人 社会経済生産性本部「レジャー白書」

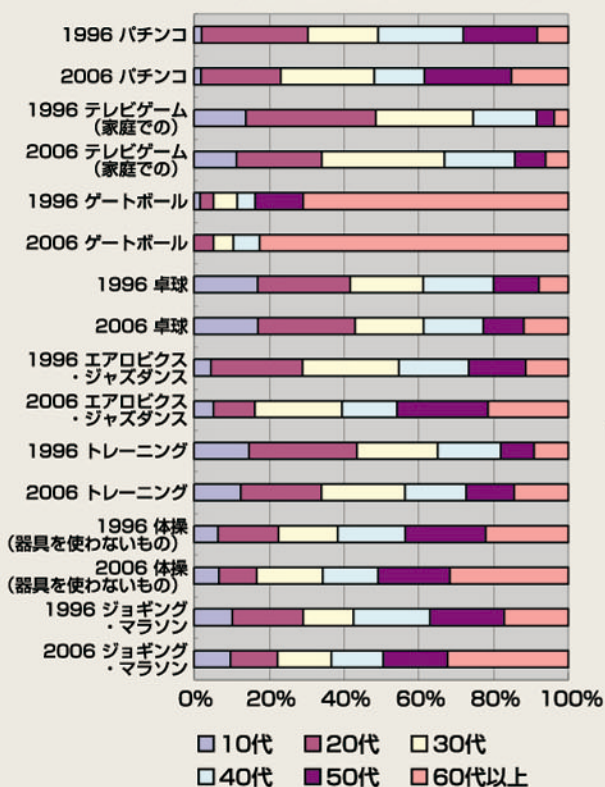
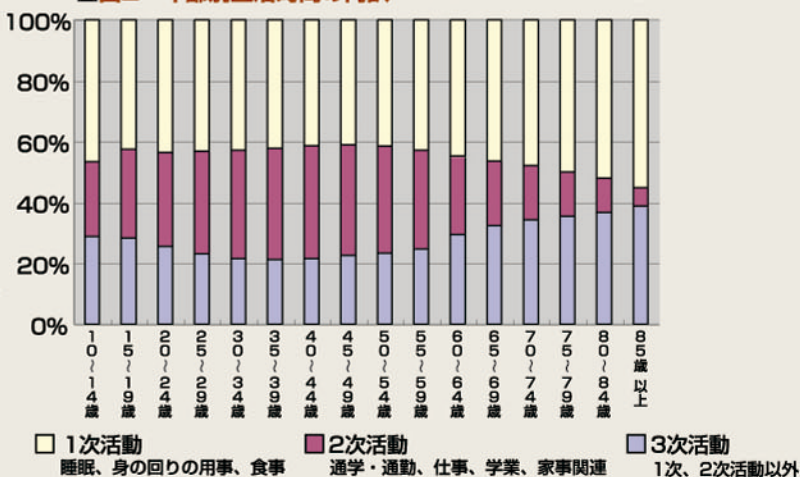


図2 年齢別生活時間の内訳 ※総務省「社会生活基本調査報告」2006年



進む高齢化とパチンコ

しかし、多くのファンからの支持を得ることは難しかったようで、この施策を実施する企業は減少しています。

「低貸玉での営業」の可能性

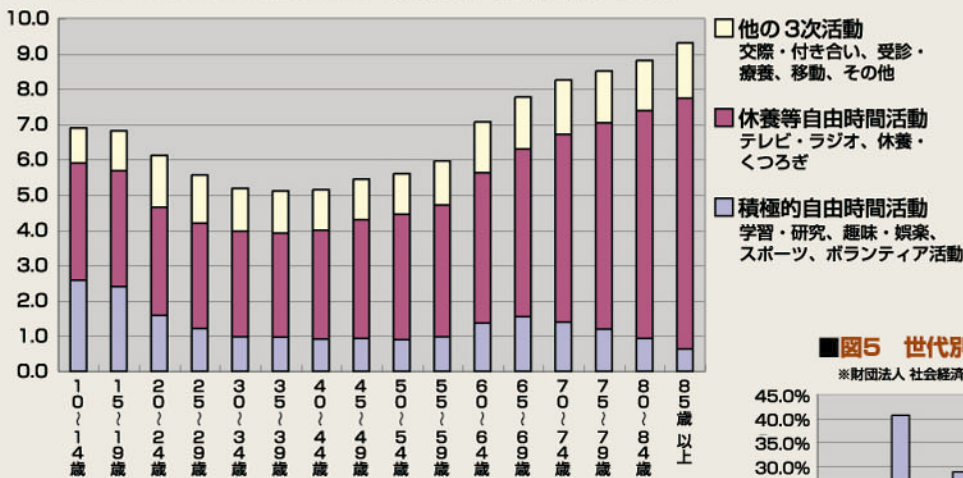
将来のパチンコのあり方として、「低貸玉での営業」には可能性がありそうです。改正高齢者雇用安定法が施行されて、現役の高齢者が増えたとしても、多くの高齢者の所得は生産年齢の頃よりは減少します。限られた金額で楽しむためには、低貸玉営業は相応しいと言えるでしょう。

射幸性から生じるドキドキワクワク感はパチンコ、パチスロの楽しみです。仕事のストレスを解消するためにはその様な刺激も必要です。しかし、高齢者の豊富にある自由時間を充実させるには、より穏やかで長時間楽しめるような娯楽も必要になります。楽しさの選択肢を増やしていくことがパチンコ業界には求められています。

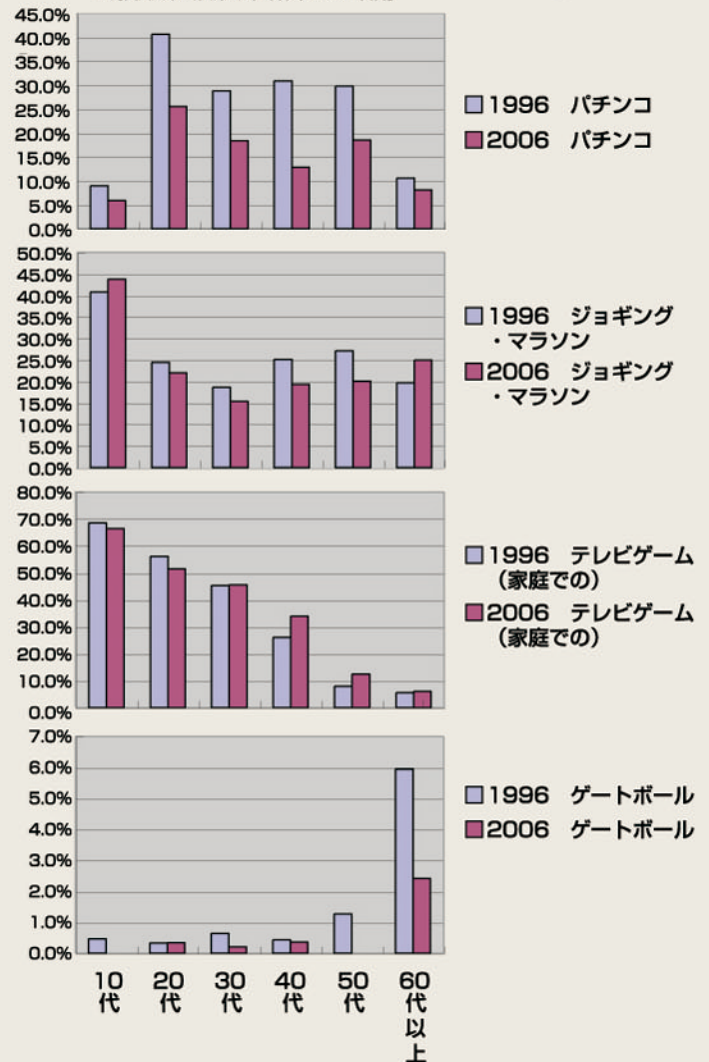
「特定機種（機種タイプ）専門店」の結果にも見られるように、ターゲット層を高齢者に限定しすぎることは危険かもしれません。図5の通り、10年前は60代以上支持が高かった「ゲートボール」は、高齢者だけに対象を絞すぎたためなのでしょうが、現在では

その参加率は半減以下となってしまうです。年をとっても年寄り扱いされるのではなく、若々しく過ごしたいというのが高齢者の想いなのではないでしょうか。

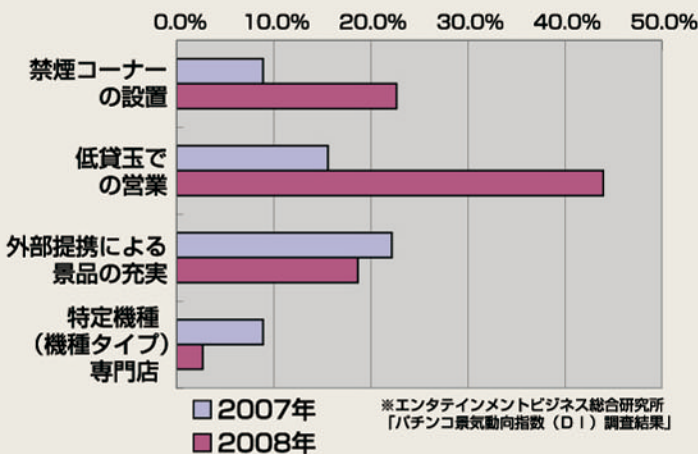
■ 図3 年齢別3次活動の内訳 ※総務省「社会生活基本調査報告」2006年



■ 図5 世代別参加率の推移 ※財団法人 社会経済生産性本部「レジャー白書」



■ 図6 現在採用している営業施策



※エンタテインメントビジネス総合研究所「パチンコ景気動向指数(DI)調査結果」

【協力】株式会社
エンタテインメントビジネス総合研究所

KiK NEWS お知らせ

編集後記

湿気が多いと…

半世紀近く前になるが、当時梅雨時になると「パチンコが入るぞ」という話が学生の間で流れていた。
 理由は「湿気が多くて玉があまり弾まないから」というのだ。いつも稼ぐ奴が言うからもうともらしく聞こえ、結構信じていた。だから、お店はいま冷房や除湿が凄いのかなんて質問して「いまの時代、釘や湿度なんて関係ない」と笑われているが、頭の片隅にはまだほんの一寸信じていた気持ちもなくなる。温暖化対策でお店は冷房を弱めるそうだから湿度も上がる。そうならばこの噂の真贋がわかることになる。

(F)

パチンコホールも全面禁煙？!

神奈川県松沢知事が、県内の不特定多数の人が利用する施設での喫煙を禁じる「公共施設での禁煙条例」(仮称)の素案を発表して「パチンコホールでも全面禁煙か」と物議をかもしている。そんな折、機構事務局の入っている東京・神田小川町のビルが7月1日から屋内共有部分での喫煙が全面禁止となった。階段や踊り場でタバコが吸えなくなったのだ。事務局内も入居以来、喫煙しない人への副流煙被害による健康に配慮して全面禁煙。ビルのある地区は路上での喫煙が見つかるとうる罰金を科せられることになっており、事務局の愛煙家数人は「悪い場所」

を求めてしばしば雲隠れ？

1円パチンコ、5円パチンコは素晴らしい。これぞ大衆娯楽だ！、と思いつつも、最近は、財布が軽くなつてもお客を通わせるところが怖く感じられるようになった。
 私も少し前までは、給料前やお小遣いが少なくなればホールに行くことを自粛していたが、最近では三千円あればゆつくり遊べる環境が整ったので、ついつい通つてしまふ。しかも、最新の台やお目当ての台を設置してあるホールも多くなった。一番、悪いのはパチンコ依存症である自分自身だとわかっているのだが…。

(H)

ポスター お分けします

機構が設立されて丸2年。機構事務局に時々「ポスターが欲しい」と言う電話を頂く。機構が制作した不正撲滅をアピールするポスター(左ページ)のことだ。

「大雨が吹き込んで汚れてしまった。新しいのが手に入らないか」「破れたので代えたいのだが」「新しい店を出したので」など理由は様々だが、ホールの皆さんになかなか好評のようだ。

ご希望の方は機構ホームページの「お問い合わせ」で送付先の住所を送信するか、機構事務局までご連絡下さい。送料ご負担でお分けします。

<http://www.suishinkikou.or.jp>

TEL 03-3518-2062

不正許しません!



遊技産業健全化推進機構

第三者機関がスタートしました

おかしいと思ったら すぐここへ

<http://www.suishinkikou.or.jp>
スイシンキコウ

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります

有限責任中間法人



遊技産業
健全化推進
機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

おかしいと思ったら すぐここへ

<http://www.suishinkikou.or.jp>
スイシンキコウ